

# 労働法最前線

## —企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

### 労務派遣紛争事例

#### 第 66 回

今回は、上海市徐匯区人民法院【2013 徐民五（民）初字第 225 号】を紹介します。

#### 1. 案件の経緯

(1) 2010 年 1 月 1 日、A デパートと Z 労務派遣会社（以下「Z 社」）が労務派遣契約を締結し、Z 社が A デパートの要求に基づき従業員を派遣することなどについて約定した。

(2) 11 年 8 月 8 日、Z 社は従業員蔣と書面による労働契約を締結し、主に Z 社が A デパートと締結した労務派遣契約に基づき蔣を A デパートの売場に派遣し、化粧品販売業務を担当させることを約定した。契約期限は 14 年 6 月 30 日まで。

(3) 11 年 12 月 27 日、蔣が担当する売場で化粧品の盗難が発生。現場ではケースが破壊された形跡はなく、売場担当者の不注意により紛失したと推定された。

(4) 12 年 5 月 20 日、A デパートは「就業規則」第 2 章「サービス要求」に基づき、紛失した化粧品の代金を 5 月 25 日までに賠償することを蔣に要求したが、蔣はこれを拒否した。

(5) 12 年 5 月 29 日、A デパートは「就業規則違反、職務怠慢」を理由に、蔣に「職場異動通知書」を發した。同じ日に、Z 社は速達にて蔣に「契約解除通知書」を發した。Z 社の解除理由は、「蔣が A デパートより解雇を命じられたことは、重大な規律違反に当たり、直ちに労働契約を解除することができる。」

(6) 13 年、蔣は訴訟を提起し、人民法院に、Z 社の解除行為は違法解除に当たり、Z 社と A デパートが違法解除の賠償金について連帯責任を負うことの確認を請求した。

#### 2. 人民法院の判決

(1) 蔣と Z 社が締結した労働契約には、派遣先企業の労働紀律または規則制度に違反した場合、Z 社は直ちに労働契約を解除できると約定されているが、「就業規則違反、職務怠慢」は「労働契約法」第 39 条が規定する重大な規律違反行為に当たらない。よって、当該約定は無効とされ、Z 社の解除は違法解除に当たる。

(2) 第 11 回全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議決定は、「労働契約法」の労務派遣に関する内容を修正し、当該決定は 13 年 7 月 1 日より施行された。「労働契約法」92 条第 2 項の「……派遣労働者に損害を与えた場合、労務派遣会社と派遣先企業は連帯して賠償責任を負う」を、「……派遣先企業が派遣労働者に損害を与えた場合、労務派遣会社と派遣先企業は連帯して賠償責任を負う」に変更した。つまり、修正後の条文は派遣先企業の労務派遣会社に対する連帯責任を廃止した。従って、A デパートは Z 社の違法解除について連帯責任を負う必要はなく、違法解除の賠償金は Z 社

が単独で負担する。

#### 3. 弁護士分析

(1) 本案の判決は瑕疵があると考えられます。まず、「労働契約法」第 65 条によると、派遣従業員に「労働契約法」第 39 条が規定する重大な規律違反行為がある場合、派遣先企業は派遣従業員を労務派遣会社に戻すことができます。本案では、人民法院は「就業規則違反、職務怠慢」は「労働契約法」第 39 条が規定する重大な規律違反行為に当たらないと判断しながら、A デパートは派遣従業員を戻した行為により派遣従業員に損害を与えたと認めています。この点において、論理的な矛盾が存在します。次に、本案の事実が発生したのは 13 年 7 月 1 日より前であるため、法の不遡及の原則によると、人民法院は判決時に修正後の「労働契約法」を適用することはできません。

(2) 本案法院の「労働契約法」第 92 条に対する解釈は大変斬新です。人民法院は、新「労働契約法」第 92 条は、派遣先企業が派遣従業員に損害を与えた場合、労務派遣会社と派遣先企業は連帯して賠償責任を負うと規定したのみと認め、労務派遣会社が派遣従業員に損害を与えた場合、労務派遣会社と派遣先企業は連帯して賠償責任を負うとは言っていません。もしこの解釈が今後の判例にも踏襲されるのであれば、派遣従業員を採用する派遣先企業にとって、間違いなく有利となります。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【北京本部】

Add: 建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800 (日本語専用)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)